山梨県南都留郡富士河口湖町河口
字国府下山　二五一九番二　一号から四号まで及び七号
二五一九番　五号及び六号
二五二〇番　八号から十号まで及び十七号から二十号まで
二五二二番二　十一号から十四号まで
字疱橋　一三二七番二　十五号及び十六号
八(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
滝の沢川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
山梨県大月市初狩町中初狩
字室ノ沢　二九七五番内一
二九七七番から二九七九番まで
三〇〇七番から三〇一〇番まで
三〇一二番
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
山梨県大月市初狩町中初狩
字室ノ沢　二九九三番一　一号
三〇一〇番　二号
三〇〇八番　三号及び四号
ハ　次に掲げる土地に存する標柱五号から十六号までを順次結んだ線及び標柱五号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
山梨県大月市初狩町中初狩
字室ノ沢　三〇〇八番　五号
二九九三番一　六号から八号まで
二九九三番一　九号から十二号まで
三〇〇七番　十三号から十五号まで
三〇〇九番　十六号
ニ　次に掲げる土地に存する標柱十七号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱十七号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
山梨県大月市初狩町中初狩
字室ノ沢　二九七五番内一　十七号
二九七九番　十八号
二九七六番一　十九号から二十一号まで

○国土交通省告示第五百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年五月二十二日

国土交通大臣　太田　昭宏

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
竹の谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県観音寺市大野原町田野々
字合谷　五六八番一地先道路敷　一号及び二十号
五六七番　二号から六号まで
五六四番一　十九号
字竹の谷　乙九五番一九　七号
乙九五番二〇　八号から十四号まで
乙九五番九二　十五号
乙九五番二九　十六号及び十七号
乙九五番二一　十八号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
尾合谷下川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
香川県観音寺市大野原町田野々
字尾合谷　乙五六九番一地先道路敷　一号及び二号
乙五五八番一　三号
乙五七〇番　四号から七号まで
乙五五九番二　八号及び九号
乙五六〇番一　十号及び十一号
乙五三五番一　十二号及び十三号
乙五三五番二　十四号及び十五号
乙五三五番三　十六号から十八号まで
乙五七四番二　十九号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
円命寺川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十二年国土交通省告示第千六十八号で指定した土地の区域を除く。）
香川県三豊市詫間町大浜
字本郷　甲一〇〇八番一　一号
甲一〇〇九番二　二号
甲一〇二六番　三号
甲一〇二五番一　四号
甲一〇二二番　五号
甲一〇二八番　七号
甲一〇二七番　十八号
甲一〇三一番　十九号
甲一〇三四番一　二十号
甲一〇三九番一　二十一号
字西ノ谷　乙四〇〇番一〇　六号
乙二四二六番　七号及び八号
乙四一〇番八　九号
乙四〇〇番一　十三号
乙三九二番一　十四号及び十五号
乙三九三番地先道路敷　十六号
字篠木谷　甲二〇三四番四　十号及び十一号
甲二〇三四番一　十二号

○東北地方整備局告示第百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年五月二十二日

東北地方整備局長　徳山日出男

一　施行者の名称　福島県
二　都市計画事業の種類及び名称　本宮都市計画道路事業三・四・二号本宮停車場中條線
三　事業施行期間　自平成二十五年五月二十二日至平成三十二年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　福島県本宮市大字本宮字南町裡地内
使用の部分　なし

○最高裁判所告示第一号

最高裁判所判事田原睦夫の退官に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の補欠者は、平成二十五年五月十五日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　竹内　行夫

平成二十五年五月二十二日

最高裁判所長官　竹﨑　博允

○最高裁判所告示第二号

最高裁判所判事竹内行夫の皇室会議の議員就任に伴う最高裁判所の裁判官たる皇室会議の議員の予備議員の補欠者は、平成二十五年五月十五日互選の結果、次のとおり決定した。

最高裁判所判事　金築　誠志

平成二十五年五月二十二日

最高裁判所長官　竹﨑　博允